

令和5年第7回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年3月16日(木)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) 発議案 委員会条例の改正について
(3) 発議案 白井市議会の個人情報の保護に関する条例について
(4) オンライン会議にかかる条例及び規則の改正について
(5) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 松丸 健一
総務課長 高山 博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。3月議会も本会議最終日を残すという段階まで来ております。今日は、またその追加議案と議会運営委員会にいろいろ付託を受けております部分についての、できれば総括的な話合いで終了したいと思っておりますので、皆さんの御協力をお願いして、会議を始めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました山下副市長より御挨拶をお願いいたします。

○山下副市長 それでは、改めまして、おはようございます。本来でございましたら笠井市長から御挨拶を申し上げるところでございますが、何分、廃棄物減量等推進審議会の諮問を行っているところでございますので、誠に僭越ではございますが、市長に代わりまして御挨拶申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中、令和5年第1回市議会定例会に係ります議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。市から追加提案させていただく案件でございますが、令和4年度一般会計補正予算につきまして1件、令和5年度一般会計補正予算についての1件、合わせて2議案でございます。詳細につきましては、この後、総務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第7回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取り扱いについてを議題とします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 改めまして、おはようございます。

令和5年第1回市議会定例会に追加提案を予定しております議案の概要について御説明をいたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第27号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第13号）について、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,356万7,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億5,255万1,000円とするものです。

主な補正内容といたしまして、国及び県の補助金を受けて市が令和5年1月から9月まで実施する出産・子育て応援事業について、当初、補助金の交付決定が令和4年度になる見込みであったことから、令和4年、5年度分をまとめて令和4年度補正予算で計上していたところ、国から、補助金の交付決定が令和5年度になることが示されたため、令和5年度分の事業費を不用額として減額するものです。

工業団地アクセス道路整備事業の一部区間で地面の沈下が発生し、経過観察期間を設ける必要が生じたことに伴い、令和4年度内の工事完了が困難になったことから、繰越明許費を設定するものです。

続きまして、議案第28号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第1号）について、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,780万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億71万3,000円とするものです。

主な補正内容といたしましては、マイナポイントの申請期間が令和5年5月まで延長されたことに伴い、国の補助金を活用し、令和5年4月から5月まで、市民がマイナポイントを申請する際の支援を事業者に委託するための所要額を計上するものです。

新型コロナウイルスワクチン接種について、国が令和5年3月7日付で令和5年度の接種方針を決定し、現行の特例臨時接種を1年間延長することとしたことから、これに必要な接種体制を確保し、ワクチン接種を継続して実施するための所要額を計上するものです。

国及び県の補助金を受けて市が令和5年1月から9月まで実施する出産・子育て応援事業について、令和5年度分の事業費を令和4年度予算から不要額として減額をしたことから、事業内容を精査した上で、改めて令和5年度予算に所要額を計上するものでございます。

以上が令和5年第1回市議会定例会に追加提案を予定しております議案の概要となります。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、執行部、退席のほうよろしく願いいたします。

次に、事務局より追加議案の取り扱いについて説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから議案等の追加提案を受けまして、その取り扱いに係る議事日程について御説明をさせていただきます。お手元に配付の議事日程（案）の資料を御覧いただきたいと思います。

執行部から説明のありました追加提案の補正予算2件については、3月23日木曜日の本会議に追加して審議する案でございます。日程第20、令和5年度白井市下水道事業会計予算についての後に、日程第21として、議案第27号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第13号）について、それから日程第22として、議案第28号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第1号）についてを追加してございます。

また、当日の会議の進行でございますが、日程第1、諸般の報告において追加議案の受理をした旨の報告を行い、日程第2、白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、令和5年度白井市下水道事業会計予算についてについてまで、各委員会の委員長の報告、討論、採決を行いまして、その後に日程第21、議案第27号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第13号）について及び日程第22、議案第28号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第1号）についてを一括上程し、市長の提案理由の説明を行った後、各議案について議案説明、質疑。委員会付託を省略して、討論、採決とする案でございます。

なお、2ページ目になりますけれども、議会運営委員会、この後協議いただきます白井市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、発議することとして、あらかじめ追加してございます。

また、発議案の提出の締切りが20日までとなりますので、提出された場合につきましては、日程に順次追加して審議いただくことを予定しております。

以上、議事日程（案）となります。よろしくお願ひします。

○伊藤委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、追加議案の取り扱いについては、事務局長から説明のとおり、追加提案の補正予算2件については、3月23日木曜日の本会議で、委員会付託を省略して審議にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議題の2、発議案、委員会条例の改正についてを議題とします。委員会条例の改正については、1月12日の議会運営委員会で、改選後の各常任委員会の定数6人、議会運営委員会の定数を9人以内とすることで協議は整っており、委員全員協議会で報告もしております。本日は、発議案の型としたものを資料としておりますので、その内容を確認し、委員会として発議することの了承を得たいと考えております。

それでは、事務局より発議案の説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから白井市議会条例の一部を改正する条例の制定についてについて御説明をさせていただきます。資料は、004という番号のついた一部改正条例案を御覧ください。

こちらにつきましては、先ほど委員長からございましたけれども、先日審議いただいた内容を議案の形式にまとめたものでございます。今回、提案者のところを議会運営委員会の委員長というような形にさせていただいております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

内容につきましては、各常任委員会の定員を7人から6人、議会運営委員会の定員については、11人から9人以内に改める内容でございます。

なお、施行については、令和5年4月30日からとしております。

説明は以上になります。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。御意見ございますでしょうか。柴田委員。

○柴田委員 本件についてなんですが、1人減員に実際なっていたわけで、6人で回してきたわけですが。委員会条例の第2条に、委員会は少なくとも一つの常任委員となるものとするがあります。「少なくとも」であって複数兼務がオーケーな状況になっていたのですけれども、この期は検討をしないまま、1人減員のままで6人でやってしまったというのが実態です。

次期は、実際に6人になります。もし1人でも減員になった場合に、委員会条例の第2条、少なくとも一つの委員会ということは、兼務が兼ねられるということになるので、そこについての議論というのは、次期持ち越しになると思いますけれども、そこについては、一応リマインドとして申し述べておいたほうがいいかなと思います。この2年間は全く検討もしなかった。それは、ちょっとまずかったなという思いでもありますので、それは一応リマインドで申し上げておきたいと思います。委員会条例の変更については、異論はありません。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 今の柴田委員の話については、今後、次期で6人から、また誰か欠員が出るようであれば、そのときに検討するという事で、皆さん御承知おきいただくという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この発議案につきまして、議会運営委員会として発議することです承いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、発議案、委員会条例の改正については、議会運営委員会として発議するという事に決定いたしました。

議題の3、発議案、白井市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。この件については、昨年の8月から議題として協議を重ねてきたものとなります。本日は、発議案の型としたものを資料としておりますので、その内容を確認し、委員会として発議することの了承を得たいと考えております。

また、併せて条例の施行に必要な細則を定める条例の施行規程（案）につきましても御審議いただきたいと思います。

それでは、事務局より、初めに発議案の説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、議題3、白井市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。冒頭、委員長からございましたように、夏頃から御審議いただきました本条例につきましては、ようやく議案の形としてまとまってまいりました。ありがとうございました。

それでは、説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。Side Booksの中に、個人情報に係る議題の資料として七つほど入れさせていただいております。このうち、まず条例案に関する資料については三つでございます。資料1から3になります。

資料1につきましては、条例案、議案形式になります。例規担当との最終調整により、前回の案から文言の整理と、附則に白井市附属機関条例の改正を追加してございます。

資料2につきましては、新旧対照表で最終調整により修正した箇所をお示ししております。本日は、こちらの資料を主に使用させていただきます。

資料3につきましては、附則で白井市附属機関条例の改正を行いますので、その新旧対照表を添付してございます。

なお、最終的な議案としては、資料1と資料3をセットにしたものになる予定でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

資料の2をお開きいただきたいと思います。こちらは、前回の案から最終調整で修正した箇所を主にお示しした資料で、修正した箇所については青いマーカーでお示ししております。修正につきましては、最終的な字句の整理で、接続詞の使い方ですとか、法律の規定に合わせた用語の修正というところが主でございます。

最初に4ページをお開きください。

一番下段になりますが、第10条につきましては「、」のところを「又は」に修正してございます。これは、例規上のルールとして三者を並列で記載する場合には、「A又はB若しくはC」と規定することが基本となりますので、その例に倣った修正でございます。

次に、その隣の5ページになります。

12条2項3号の固定資産評価審査委員会のところで、すみません、審査が抜けておりま

したので、加筆させていただきました。

続きまして、8ページをお開きください。

これも下段になりますが、第17条において、青マーカーのところですが、「この条において」という文言を追加しております。これは引用範囲を明確にするためでございます、以降同様の修正が幾つかございますけれども、それについては説明を省略させていただきます。

それから、10ページをお開きください。

中段ですね、第18条第2項1号のアの部分になります。この部分につきましては、内容としては、議長会の案から法律の条文のほうに戻しております。その理由としましては、この条項は並列の列記が少し複雑で、議長会の例において、青で示してありますけれども、その中の「その他」というところの使い方が、例規担当と相談したところ、少し誤りがあるのではないかということから、それをまた、これをベースに直していくと非常に分かりづらい表現になってしまうということから、法律の条文に戻させていただきました。

この中で1点、「報酬」という単語が消えることになりますけれども、こちらについては、全て会計年度任用職員を採用した場合に発生してくる内容と想定されまして、こちらについては、後段にあります「これらに準ずる事項」で十分読み取りが可能と判断いたしまして、このような形に修正させていただきました。

次に、11ページでございます。

これも下段ですが、20条の3項ですが、こちらも、「この章において」という言葉を加筆させていただいております。これは法律に合わせて引用範囲を明確にしたものでございます。以降、同様の修正がございます。

次に、19ページをお開きください。

最上段になりますけれども、こちら引用条項の条項番号に誤りがございましたので、修正をさせていただきました。

次に、20ページになります。

下段になりますが、第46条の見出しの部分の書き方について、他の見出しの書き方に合わせて順番を入れ替えてございます。

22ページの51条につきましても、同様な内容で修正となっております。

最後に附則の2項ですが、これのみ新規追加した事項になります。内容につきましては、第46条と第51条の規定に基づく諮問を白井市情報公開・個人情報保護審査会が受けられるよう、白井市附属機関条例の一部を改正するものです。改正内容については、同審査会の担当事務に議会からの諮問を加えるものでございます。

具体的な改正後の規定につきましては、23ページの中段というんでしょうか、こちらに新旧対照表を抜粋して記載しておりますし、見づらい場合は、資料3のほうで御確認いただければと思います。

条例に関する説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 それでは、以上で条例についての説明が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 すごく精査をしてくださっていて、中身的には十分に、一番気になっている部分も申し上げていたのでも、随分加味してくださったので、本当に大変だったと思います。これはお礼を申し上げたいと思います。

最後の附属機関条例の一部改正というのは、条例の改正になるので、別立ての条例改正という一つの議案にしなくて、こういう形でのまとめ方で大丈夫なんですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 局長 こちらも例規担当と調整させていただきまして、関係条例の改正の中で、その内容を盛り込むことで問題ないということで確認しております。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 提案の仕方は、それでいいということは分かりました。

そうしたら、いざ施行された以降は、ここの部分については、附属機関条例の中身が変わるといって、実際には例規集として載るといって、ということになるのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 局長 そのとおりでございます。改正の出来型につきましては、新旧対照表の新しいほうに施行後は差し替わるといって、形になります。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○柴田委員 はい。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 10ページ、細かくて申し訳ないんですけども、「若しくは」の後に「、」は要らないと思いますので、その1点だけです。

○永井議会事務局 局長 失礼しました。確認して、そのように訂正させていただきたいと思っております。

○伊藤委員長 その部分については、また例規担当のほうと協議をして。勝手に取っちゃうと、また何かあるんじゃないの。

局長。

○永井議会事務局 局長 念のため確認をさせていただいて、そのように削除させていただくことになると思います。

○伊藤委員長 ほかによろしいですか。

血脇副議長。

○血脇副議長 今のところなのですけれども、例規担当のほうに確認はしていただく

ということなのですけれども、ほかのところの文言の中に、「若しくは」の後に「、」が入っているところ、どこにもないので、ということ、一言。以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見がないようですので、個人情報保護に関する条例については、これで、先ほどの確認点だけを確認して発議するということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この発議についても、先ほどの委員会条例と同じように、議会運営委員会として発議するということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、白井市議会の個人情報に関する条例については、議会運営委員会が発議するということに決定いたします。

続きまして、条例施行規程（案）について、事務局よりの説明をお願いいたします。局長。

○永井議会事務局長 引き続き、今度は条例施行規程（案）について御説明をさせていただきます。こちらの説明で使用する資料は四つございます。資料4から6でございます。

資料4につきましては、この施行規程（案）をつくるに当たって、補足資料ということになります。それから、資料5につきましては、施行規程（案）になりまして、条文を記載した資料5と、様式を記載した資料5-2の二つからなります。これはセットで規程（案）ということになります。それから、資料6につきましては、この規程（案）に係る各種の対照表となります。本日は、資料の4と資料の6を用いて御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料4をお開きいただきたいと思います。資料4につきましては、策定の趣旨ですとか、案作成に当たっての考え方を示してございます。

まず、策定の趣旨ですが、先ほど御審議いただきました個人情報保護の条例には細かい内容まで規定してございませんので、条例の施行に必要な細則を定めるものでございます。

具体的には、条例で、「規程で定める」というように、規程に委任されている事項を定めるもので、主な内容としましては、定義の附則でしたり、細かい部分でしたり、手続の方法だったり、書式などがございます。

次に、案作成に当たっての考え方でございます。基本的には、この規程（案）も全国市議会議長会から文案が示されておりますので、これを基にしております。議長会の案を基に、先ほどの市議会の条例案、それから執行部の施行条例、あるいは規則と整合を図るように整理し、修正をしております。

1点おわびでございますが、資料で最下段になりますが、資料5を参照となっております。

すけれども、資料6の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

それでは、資料6のほうをお開きいただきたいと思います。こちらの資料6につきましては、規程(案)に係る各種の対照表となります。資料の見方ですが、一番左に条例(案)、左から二つ目が今、議題としております本市議会の規程(案)でございます。その右隣が議長会が作成した規程(案)。それから、その隣二つが規程(案)の引用元となっている政令と規則となります。

なお、この資料につきましては、条例において規程と定めるとなっている箇所の隣に該当の規程(案)を記載するような仕組みになっております。

1ページで申し上げますと、2条の第2項のところで、赤で規程でというふうに反転させておりますが、その規程というのがこの右側に来ている、そういった見方になります。以降、そのような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この後の説明につきましては、時間の関係もござひますので、議長会の案から修正した箇所についてを中心に御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず1ページをお開きください。

修正箇所につきましては、黄色いマーカーでお示しをさせていただきます。第3条につきましては、個人識別符号の内容を定めるもので、議長会の案では、政令の規程をトレースする案で、一つ一つ細かく規程をさせていただきます。

ただ、本市の規程(案)を考えるに当たりまして、相談しまして、一つ一つ規定するのではなくて、大元の引用元をそのまま引用するというような形で、この案では個人情報の政令の第1条各号に掲げるものというように形でまとめさせていただきました。このような形にすることによって、かなり条文としてはすっきりした形になろうかと思ひます。

それから、3ページをお開きください。

中段ですが、第4条の要配慮個人情報につきましても、同様な修正の仕方をしてさせていただきます。

次に、6ページをお開きください。

中段の第5条になります。まず本文のところ、議長会案では議長が定めるとなっておりますが、本市の条例においては規程としておりますので、それに合わせて規程としました。以下、同様な箇所が多数ございます。

それから1点、今日、御議論いただきたいなと思ひ項目がござひまして、第4項になります。こちらについては、個人情報の方が一漏洩した場合に、個人の権利を害する恐れが大きいものというものを規程で定めるということになっております。

その中で、第4項では対象人数について定める項目となっております、政令及び議長会案では100人を超えるということに、100人というのが一つのボーダーとなっております。しかし、本市議会においては、そこまでの人数の情報を扱ってござひませんので、何人とするかということは御議論いただければと思ひます。案におきましては、以前、個人

情報ファイル簿の公表人数を50人、1,000から50に引き下げておりますので、それと合わせた50人というものを一応仮置きしてございます。ここについては、御協議いただければというふうに思っております。

説明のほうをまた継続させていただきます。

次、ページが飛んで恐縮ですが、11ページをお開きください。

こちらの中段になりますが、第8条につきましては、本市議会のオリジナルの規程でございまして、法廷の個人情報ファイル簿のほかに個人情報取扱事務に係る資料の作成及び公表というのは、これまでに引き続き継続することといたしましたので、その資料における記載事項を定めたものでございます。

なお、内容につきましては、執行部のほうと制度のすり合わせを行っております。

それから、この後ですが、この8条を追加した関係で、議長会のほうとは1条ずつ番号がずれておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、13ページをお開きください。

これの9条の7項、中段になりますが、今、御説明させていただいた個人情報ファイル簿の公表対象人数につきましては、1,000人を50人に引き下げることでございまして、そのように規定してございます。

その下の第8項につきましては、議会独自で職員を採用する予定がないことから、条例において採用試験に係る規程を削除しましたので、こちらも同様に削除してございます。

次のページ、14ページをお開きください。

第10条、中段から下段のほうになります。こちらにつきましては、見出しの部分は何の開示請求かということ具体的に分かるように書き込みを加えてございます。

また、書式につきましては、執行部のほうと調整しまして、おおむね同様な内容の形の書式とするようにしておりますので、その名称を引用するような形で修正してございます。実は、同様の修正案が各所にございます。

それから次は、飛んで18ページをお開きください。

中段の12条の3項の下でございましてけれども、議長会のほうでは4項として、電子情報処理組織を使用した規程がございまして、こちらにつきましては、現状、市ではその対応を予定していないということから、削除してございます。

それから、その下の13条につきましては、議長会のほうでは少しあっさりの規程になっているのですが、本市の対応といたしましては、個人情報の開示に関しましても、決定通知に関しましては、全部開示と一部開示のほう、記載内容が異なるということで分けてございますので、このような形で、それに合わせて案のほうを修正してございます。

次に、20ページをお開きください。

最下段になりますが、17条につきましても、先ほどの12条と同様、電子情報処理組織を使用した予定がないので、その書き込みを削除してございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

中段の第18条でございますが、1項のところでは、議長会の案で示されている細かい内容、様式のほうに入れ込む形で、そこを担保するという形で規程のほうはすっきりした形に直させていただきます。逆に、2項のほうにつきましては、この規程を適用する場合というのを明確に、逆にしておいたほうがいいのかなということで、ここについては具体的な書き込みを加筆してございます。

それから、最後に29ページになります。

附則の部分でございますが、規程を訓令と直しております。当該規程につきましては、法令上の扱いとしましては、白井市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程という、名前の訓令となりますので、そのような表記としてございます。

以上、議長会の案をたたき台として、今、御説明したような内容と修正を行いまして、全28条の案としてまとめさせていただきました。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 これもまた、すごく大変な作業、御苦労さまでした。大変だったと思います。ありがとうございます。

最後に訓令というふうにしたというところなのですが、ここはこういう規程という名前の訓令だということ、ちょっと分かりづらいなと思うのですが、その辺をもうちょっと説明をお願いします。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 法令の扱いもいろいろあるんですけれども、例えば条例、規則というものははっきりしているのですが、それ以外の中で、おおむね訓令というような、ほかのものもあるのですが、今回については、事務に関するやり方についての指示書的な内容になっていますので、言葉としては、規程という使い方のほうが分かりやすいので、そういう名称にはしているのですが、これの法令的な趣旨としては訓令という扱いになるということで。この附則のところにつきましては、法制といいますか、この例規をつくる際のルールとして、法律だとか規則だとか訓令とかという表記の仕方をすることになっておりますので、あえて規程ではなくて、これが訓令に当たるので、訓令というような書き方にしているということでございます。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 そうなのかという気もしますけれども。別表とかいって、いっぱい書式とかも掲載されているわけでしょう。訓令というと、論じて、こうしなさいよみたいになっているような意味合いにちょっと受け止めるので、本当に訓令でいいのかなと。書式とかもい

っぱいくっついていような規程なのに、とても何か。それで、議長会も規程にしているわけですね。規則じゃ駄目だということは分かっているのですけれども、議決事項でもない規程が必要に応じて変えられればいいというふうな考え方でもいいんでしょうけれども、何かちょっと。

○伊藤委員長 これはきっと白井市の法体系の中で、この規程がというのは、訓令に加味するというような理解でよろしいのですかね。呼び方として訓令しかない、法体系として、そういうふうになっているという理解でよろしいですかね。

○永井議会事務局長 法体系としては、訓令というカテゴリーに入る規程のことで、ただ名称としては、訓令というよりは施行規程というほうが分かりやすいので、そういう書き方をしている。

○伊藤委員長 ちょっと分かりづらいのですけれども。

柴田委員、大丈夫ですか。

白井市の法体系としましては、皆さんに理解しやすいように、規程というもので名前をつけている訓令だということですね。

平田委員。

○平田委員 以前、何のだったか忘れてしまったけれども、なぜ規程にしないで訓令にするのですかといったときに、総務のほうでの回答が、訓令は議会にかけないでも扱えるとか、規程は議会で承認を得ないと、何かそういう違いを説明を受けたことがあるのですけれども。

それで、白井市は、何のことだったか忘れたのですけれども、訓令で何の支障もなくやっているの、このまま訓令で行きますとおっしゃっていて、そういうことの白井市の基準の中で、訓令の位置がベストだと思われたのかなと思うのですが、その辺、何か説明ができればお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 法令の専門家でないので、申し訳ありません。その辺りについては今、明確な回答ができません。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 議決が必要なのは条例だけで、規則以下は議決必要ないのですけれども、訓令って、行政機関が所管の別の行政機関及び職員に対して有する指揮監督権の一つみたいな解説が今、引いたら出ているので、やっぱり違うかなという気もするので、そこだけ、もう一回確認をお願いしたいと思います。

それで、もし白井市の体系的なもので訓令というのを使います、こういうものとはいうことであれば、そうなのかな。でも、そうすると全体的におかしくないかなともやっぱり思っちゃうので、そこについてだけ、もう一回確認をお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 柴田委員にお伺いしますが、そのおかしくなるというような部分。

○柴田委員 逆に、規程じゃ何で駄目なのかというのを聞きたい。訓令というと、やっぱり訓令なんですよ、命令なんですよ。上級官庁が下級官庁及び行政に対して発する職務遂行、権限行使を阻止する命令であるというふうに書いてあるので、何で訓令になるのかなというのがやっぱり。

要は、条例に対して規程で定めるものについての解説なわけですよ。何条で規程と書いてある、この規程というのは、こういう内容ですよというのがメインですよ、今回は。だから、それを訓令というふうにくくるとというのが何だか。条例に出てくる文言についての解説みたいな位置づけとも捉えられる部分が多いので、訓令ではないんじゃないかなと思うのですけれども。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 今の訓令の解説だと、例えばこの今のように情報公開に関する、つまり役所の内側だけじゃなくて外側、市民とかも関わる部分も出てくるので、やはり訓令ではおかしいのかなという、そういう表明をしました。

以上です。

○伊藤委員長 いっぱい意見が出てきて。

徳本委員。

○徳本委員 私も名前が規程というふうに書いてあるので、規程というふうに統一しておいたほうがいいんじゃないかなと。訓令と書くのであれば、題名は訓令でなくていいのかなと今思いました。

あと、関係はないですが、今回から事務局でユニバーサルデザインの文字で資料を全部やってくれているようで、ありがとうございます。すごく見やすいです。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 ここで訓令がって議論しても解決しないので、タイムスケジュールというのがありますよね、発議案を出す。最終日は、もうあと1日しかないということで、訓令と規程の違いと、訓令にしている根拠がはっきり分かりさえすればいいので、それをいつまでにやって、発議をいつまでにしなきゃいけない、そこを合わせて考えないといけないかなと思います。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 まず1点、説明としましては、今回の施行規程の部分は、議案にはなりません。ですので、最終日の上程とはまた別な話になります。

そうしましたら、今の規程、その訓令の部分について、その部分について、再度執行部の例規担当のほうと、その辺の整理、どういうことでそういう言葉を使うのかということ整理させていただいて、またそれを別途回答させていただきたいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 今日合わせてもう1日しかないわけで、その間に私たちが納得して次に

渡せたらいいなと思いますので、それだけお願いします。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 先ほどの徳本委員と同じような意見なのですからけれども、これ施行期日ですよ。タイトルが規程であって、最後、附則として施行期日。この何とかはいつから施行するでしょう。であれば、訓令じゃおかしいと私は思いますよ。後で例規担当と確認してもらえばいいと思います。どう考えても、これは規程だと思いますので、再度確認をしてください。

以上です。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 正確なところは後ほど回答させていただきたいと思いますが、例えば、市議会のいろいろな規程がございます。例えば、白井市議会だより発行規程だとか、白井市議会事務局処務規程だとかあるのですが、これ全て議会訓令、例えば第何号とか、そういう形で訓令というような形での取扱いになってございますので、本件も同様な内容かなど。言葉の印象はさておき、内容としては、同様の内容かなというふうには思っているところがございます。また後ほど回答させていただきたいと思います。

○伊藤委員長 一旦ここで暫時休憩にさせていただきます、11時再開でお願いいたします。

休憩 10時47分 再開 11時00分

○伊藤委員長 それでは、時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

規程と訓令のことについて、局長、何か。大丈夫ですか。

局長。

○永井議会事務局長 明確な回答になるかというところは、少し自信ないところはあるのですが。まず例規の種類というのでしょうか、というのは、厳密というのではありませんけれども、おおよその分類としては条例、規則、議会はないのですが告示、訓令、要綱というのが、おおよそ例規の分類になります。こういった中で、議会に対しましては、条例はともかくとして、規則に関しては会議規則、それから文書規則というものがございませけれども、それ以外については制定権がないというようなことから、それ以外のものについては、一般的な規程という言い方でルールを決めているのですけれども、それにつきましては内規的なもので、事務局や処務に関するものについては訓令というようなことで、一般的には取り扱われているということになります。

ですので、これまでの議会で所掌している例規というのは幾つかあるのですけれども、こういった中で、例えば、先ほど申し上げましたけれども、しろい議会だより発行規程だとか、白井市議会事務局処務規程だとか、あと白井市政治倫理条例施行規程というのがあるのですけれども、こういったものは、一応議会の訓令の、例えば第何号とかというよう

な形の整理の仕方がされているということでございまして、名前としては規程という形は使っていますけれども、例規の種類としては訓令に該当する内容なので、そういう整理の仕方をしているというようなこととございます。こういった説明でよろしいでしょうか。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 処務的なものは訓令だという位置づけだということだったのですけれども、今までが全部、今の政治倫理施行規則も、この規程は平成13年4月1日から施行するとか、それから、白井の議会だよりの編集会議設置要綱も、この要綱は何かから設置すると。ただし、訓令第何号だとか、そういうふうに括弧書きされていたりするので。今までが逆に、この訓令は何月何日から施行するという表現がないのです。今までのが全部。だから、今こういう名前を規程としたのだから、この規程は何月何日から施行するというのでも。今までと合わせるのであれば、それで全然問題ないかなと逆に思うのですけれども。規程というのが、今までの中に出てこないわけですよ、条文上。

○伊藤委員長 訓令じゃない。

○柴田委員 訓令という言葉はずっと出てきていないじゃないですか。そこで最後になって、いきなり訓令はというよりも、自然だとしたら、名前が規程であれば、規程は何月何日から施行するというふうに附則で付け足したほうが自然なような気がします。でなければ、全部が訓令だというのであれば、今まで出てきた政治倫理も白井の議会だよりの災害規程も、全部この訓令はというふうに直さないとおかしくなっちゃう。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 なかなかどちらに合わせるのがいいのかという問題は難しい部分があるのですけれども、少なくとも、このケースを考えたときには、これ自体は、名前は規程なのですけれども、位置づけとしては、議会訓令第何号という形になると思います。そうしますと、その扱い自体は訓令には間違いないので、逆にいうと、そこは訓令に本来は合わせておいたほうがいいのかという気はしますけれども、過去のやつを今直していくのかというのは、今即答はできませんけれども、そのように考えているところでございます。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 この際、勉強させていただくというつもりで今、調べてみたんですね。訓令とは、地方公共団体の長が地方自治法第154条の規定に基づき、その補助機関である職員に対して、内部的な事務運営等について指揮監督するために発令する命令をいいます。告示が広く一般外部に対して周知させるためのものであるのに対して、訓令は組織の内部に対して発せられるものという違いがありますと。

それで、注意しなければならないのは、ここでいう規程とは、あくまでも例規の題名としてつけられるものであって、その例規の発令形式を表しているものではないというこ

とです。例えば、丸々規程という題名であっても、告示や訓令である場合があるということですので、多分、今、事務局長がおっしゃったのは、議会の中での訓令何号ということで統一して今まで流れてきているということで、名前と訓令の性格の差はちゃんと分かった上で、ここに訓令という言葉が出てきたのかなと解釈しましたけれども。ほかの方にもいろいろ御意見があると思いますけれども、一応そういう規程の中にも訓令は入っても、それはいいという見解だそうです。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 訓令というと違和感があります。これ個人情報を扱う規則なので、それと、組織として議会事務局のほかに、個人としての議員とか組織とは、立場からちょっと離れた存在も関わってくると思うのですよね。それはそれで、市長からの命令、訓令、それで丸めるというのは、やはり違和感しかないというか、そう思います。

○伊藤委員長 局長に確認しますが、この市議会の個人情報保護に関する条例は、市民が条例に関わることで想定されているのですか。

○柴田委員 個人情報の開示請求というものはあるかな。

○伊藤委員長 その情報を保護するわけですよね。その情報に一般市民が関わることが、議員を一般市民と同じ扱いという考えですかね。

影山委員。

○影山委員 一般市民とは違うのですけれども、ただ同時に、執行部から独立した個人でもあるわけです。訓令というのは、組織内の通達というようなものであってという、本当に内々。同時に、議会そのものが、まず執行部から独立した存在でもあって、かつ議員も、また独立した部分もあるわけですよ。それを考えると、訓令というのはなじむのかなと。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 今の影山委員の議論をすると、現に訓令として扱っているのがおかしいという全部をひっくり返す議論になるので、ここでは難しいなと思っていて。ここに規程と書こうが訓令と書こうが、白井市としては訓令の扱いだというのは変わらないのであれば、あんまり書き方をこだわっても、扱い変わらないという、今の時点ではそういう結論なのかなと私は思いました。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 これ訓令なのか規程なのか非常に難しいところだと思うのですが、先ほど説明の中で、内部のものと外部、一般市民等の関わるものというようなあれがあって、白井市の場合、どんなふうになっているかという、選挙管理委員会規程というのは規程なんですよ。選挙管理委員会の整備に関する、これは訓令として出ているんです。

様々なところで、議会の中を見ますと、議会訓令ですとかなっていて、それから、これは行政委員会及び白井市の、これはさっき選挙管理委員会なので、ごめんなさい。これは、

市の条例の中で、第4編の行政通則というのがあって、これが、規程が訓令で発せられていたり、規程が規程のまま発せられたり、訓令だったり規程だったりという二つのパターンが出ているので、この訓令と規程の違いというのを例規担当の方に確認すると、要するに内部のものなのか、それとも外部に絡むものなのかである程度見えてくるのかなと思うところですよ。

ちなみに、公営企業のものは、ほぼみんな規程なんですよ、訓令というのがないという。条例もしくは規程になっていると、公営企業の部分は。訓令だったり、規程だったりというような、規程で発せられたり、訓令で発せられたりしているのが市の中でもあるというところなので、どういうふうに訓令と規程を使い分けているか分かれば、この個人情報というのが訓令として扱うべきなのか、規程として扱うべきなのかというのが大体見えてくるのかなと思うところですよ。

以上です。

○伊藤委員長 委員長としては、あまり意見を言うてはいけないと思いますが、これ例規担当が、専門家が判断をしてこのように書いておられますので、私としては、その詳細についてまで、ここで協議する必要がないかなというふうに感じているのですけれども。

○柴田委員 それは違うでしょう。

○伊藤委員長 この規程については、議決を必要とするものではなく、議長が決められるというようなものですので、ここでこの規程か訓令かをずっと協議していて、前のまで遡ってやるのが今必要なかどうかということ御意見を頂きたいのですが。

岩田議長。

○岩田議長 これは条例ではないので、後からでも変更はできますけれども、ただ、この規程の主語は、ほとんど議長は、なのですよ、議長は、なのですよ。市長当局とは違うのですよ。ですから、これは例規担当の人も議会を参考にしながら、最終的には議会が決めることだと思います。ただ、これは、今は決めなくてもいいと思いますけれども。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 同じく、ほかの議題もあるし、これが発議案のときに必要なものではないので、放っておいて次に進んだらどうかと思います。自分は規程がいいと思いますけれども、表現としては。扱いが訓令でも、規程にしていいとは思いますが、それでまとまるのであればまとめて、次に行けばいいような気がします。今の議長の意見にも納得しました。市が内部にというのはちょっと性質が違うから、私たちが考えていいのかなと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 発議案に係る部分は、それはそれとして、この問題に関しては、今こ

ここで結論が出るとかいう話でもないし、それぞれ調べて。訓令という言葉を用いるようにというのは、議会事務局のほうで考えられたのでしょうか。それとも、法令担当のほうからのアドバイスだったのでしょうか。そこだけ確認したいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 こちらについては、例規担当のほうの提案です。

○伊藤委員長 それでは、この部分については、発議案には影響を及ぼさない、それに付随するものですので、その決め方については、どうされますでしょうか。規程がいいというような御意見であれば、規程ということで、例規担当にもう一度協議してもらって、その結果は、発議案とは関係ございませんので、決まりましたら、また皆さんに通知するという形でよろしいですか。

ほかに、それについて御意見ある方。

柴田委員。

○柴田委員 条例のほうは4月1日から施行するのであれば、やっぱり規則も整っておいほうがいいと思うので、複数から規定がいいんじゃないかと、議長も含め。訓令という言葉が初めて出て、ここでいきなりというのはちょっとおかしくないか、不自然だということで、規程がいいんじゃないかという意見が出たということで諮ってもらって、返事をもらったら、それで回答で決めたら。こちらで、とにかく年度内に決められたらいいんじゃないですか。

○伊藤委員長 それでは、その部分についてもう一度、例規担当に事務局のほうから、規程がいいという意見が多かったということで確認していただいて、その結果、規程でというふうに直るのであれば、皆さんいいということですね。訓令のままがいいというふうな、もし例規のほうからの回答が返ってきた場合には、どうされますでしょうか。

○柴田委員 議会が決めるのだから、別に聞かなくてもいいんじゃないですか。

○伊藤委員長 それでは、これ議会が発議して議会が決めるものなので、この部分については規程ということで、例規のほうに直していただきたいというような指示を出すということで。

○永井議会事務局長 こちらで直しますので、例規担当のほうの何かを直す必要はないので、確認をして頂ければ直すようにいたします。

○伊藤委員長 了解しました。それでは、訓令を規程ということで、直すということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、さよう決定させていただきます。

内容については、今、御協議いただいて、その中で、先ほど規程第5条第1項第4号の本人の数を50についてというふうに、仮に50という数字を入れてございますが、その50という数字について御協議をいただきたいのですが。前、個人情報のファイルの場合は

1,000を50に変更したということで、ここで、仮に50という数字を入れてございますので、50がいいのか、例えば比率でいったら、1,000が50になるのだから、100が5になるのかとか、いろいろ議論していただきたいと思うのですが。

平田委員。

○平田委員 前回50という数がなぜ出てきたかというのを振り返ってみますと、結局、今21名、実質20名、名前として残るのは21名の議員が残って、4年後に入れ替わった人の分だけが数がプラスされて、蓄積されていってという数なので、50ぐらいがいいかなということで50が出てきたわけですよ。そういう考えでいくと、50のままでいいんじゃないかなと思います。1,000になることはないという議論だったわけです。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、この5条1項4号の本人の数については、50という数字でよろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 一応だけれども、最初そもそも1,000人だったのを50にしました。今回、全国市議会議長会の案は、1,000人のうちの10分の1である100人、100人を超えたら大変だよというふうに規定しています。ということは、私たちは50人と規定しているから、その10分の1の5人が漏れたらというふうにならなくて、50人、同じ規模のままでいいのかなというのはちょっと疑問なので、そこだけ議論していただければいいかなと思います。

○伊藤委員長 御意見ございますでしょうか。

比率からいえば、きっと5人なんでしょう。比率で考えれば、1,000が50ですので。100が5という比率ですけれども、それがいいのか悪いのかを皆さんで御協議いただきたいと思います。

和田委員。

○和田委員 議員名簿ということで、我々は住所、誕生日というのはほぼ公開されているわけございまして、一般の個人情報と違って、その分でのもう公示情報となっているもののまとめといったほうが近いかなと思っております。

それで、先ほど平田委員が言っていたように、今、現実的な管理の数字は50かなという意見で私は思いました。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

徳本委員。

○徳本委員 すみません、さっき説明を受けたときにあんまりちゃんと理解できていなくて、もう一回説明をお願いできますか。主語というか、何の数なのかというのを。申し訳ないですが。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長　こちらにつきましては、個人情報漏洩したときの規程でございます。条例の11条の中で、個人情報漏洩等々したときに、保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利を害するおそれ大きいものというのはどういうものかということを経程で定めるということになっております。

それで、規程の中で四つほど決め事がございまして、最後の4項につきましては、保有個人情報の数というのですかね、何人分出たときは個人の権利、利益を害するおそれ大きいものと該当するかということで、その人数を決めましょうということになっております。

○伊藤委員長　大丈夫でしょうか。

徳本委員。

○徳本委員　であれば、柴田委員の意見に賛成で、10分の1の5人に、せめてしたほうがいいと思います。

○伊藤委員長　ほかに御意見は。

岩田議長。

○岩田議長　そもそもこの個人情報の保護に関する条例は、議会が保有する個人情報の云々なんですよ。議会が保有するでいいわけですよ、これは。ですから、議会がそんなに50人、100人の個人情報を保有しているかということ、ほとんどないわけですよ。ですから、それを考えると、5人とか10人とかいう数字が出てくるのかなと思うと。私は、個人的には10人だと思っています。

○伊藤委員長　ほかに御意見は。

これ、比率でいえば1,000を50にしたので、100が5というのが数字的には、比率からいえばそういった数字が出てきますけれども。今、議長のほうから10人という意見と、柴田委員と徳本委員は5という数字ですか。

柴田委員。

○柴田委員　そこについて議論をしてくださいと言っただけで、何人とは言っていないのですけれども。保有個人情報というのが、要は行政機関の中で持っている情報、要は行政が把握している情報に割と限定されていると解釈すれば、もう公開されているので、ほとんど全てが私たちにとって。だから、5人だとちょっと少ないかな。そうすると、10人ぐらいでもいいのかなという気も私はします。

○伊藤委員長　これ決めていただかないと進まないんで、人数について、特段そんなに意味がある数字とも私は思えないのですけれども、決めるものは決めていかないと進みませんので。

秋谷委員。

○秋谷委員　5人という数字、多分私が出したような数字という気がするのですけれども、隣の印西市にお伺いしたら、100人を超えている人数を言われたもので、ああ、すご

いねとびっくりしたことがあるのだけれども。だから、私は今の50人でいいんじゃないかと思うのです。議員の数からいったって。私の提案としては、50人でどうですかという提案で行きたいと思います。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 私もちよっと難しくてよく分からないのですけれども、でも先ほどの皆さんのお話を聞いている中では、10ぐらいでいいのかなとは思っています。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 私たちはデータファイルを作ることにしたので。50人にしちゃうと、50人全部漏れた場合に問題だよというふうになるということになるので、50人の規模のファイルを作っておいて、50全部漏れたらというのは、ちょっと大きいかなという気がするのです。やっぱり5か10か、少し少なくするというほうが。要は漏洩したおそれがあるときということになると、もうちょっと少ない数の規程がいいんじゃないかなと思いますけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 確認ですけれども、これは個人情報そのものが出るわけではなく、ファイルしたものであるということなのでというふうに以前お聞きしていたように思うのですけれども。ここに入っている個人情報、一人一人の分が出るというよりも、ファイリングした、ここに個人情報ファイルということなのですよ。個人情報そのものじゃないんですよ。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 ここでは、個人情報の漏洩ということをございますので、ファイルの漏洩ではなくて、そこに収まっている各々の情報というふうに捉えています。

○伊藤委員長 ですから、ファイルは50、全部が漏れたときがというのか、それともある程度数が漏れたときというふうな判断にするのかという部分ですので、その数ということ。

平田委員。

○平田委員 ファイルの数と違うということがはっきり分かりましたので、個人の情報が漏れるという分では、もうちょっと人数少なくして、5人か10人という、そういう規模にしておいたほうがいいと、今考えが変わりました。

以上です。

○伊藤委員長 この議論も、何人がいいというのはなかなか。今5人、10人というような意見、集約させてもらってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 どちらかにするかということ決定していきたいと思っておりますので、どちらがよろしいですか。10人で皆さん納得していただけますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 そんなに影響はないと思うので。それでは、この数字については10人で決

定させていただきます。よろしくお願いいいたします。

それと、もう1点、先ほどの委員会条例と同じように、この白井市議会の個人情報の保護に関する条例の発議を議会運営委員会としてするという御了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、条例施行規程については、先ほどこの10人と、あと訓令ではなく規程ということで直して決定するという事によろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 問題があったら、またそのときに対処していただくということでよろしくお願いいいたします。

それでは、議題の4、オンライン会議にかかる条例及び規則の改正についてを議題とします。本日は、先日行いました議会運営委員会の協議会で行ったオンライン会議の試行を踏まえ、協議していきたいと思えます。

初めに、試行してみたの課題や問題について御意見を願いいいたします。御意見ございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 この間の、やってみましたよね。あのときに、その最後にちょっと話し合いをして、この間試しに3パターンやってみて、その後、課題どんなことがあるだろうとか、次に、今日集まって話し合うときに、どんなことを考えてこようとかかというのが一応宿題みたいに出ていたのですよね。

課題として出たのが、ミュートを解除するときのタイミングと、委員長不在の場合の対応と、常任委員会ごとに模擬で行ってみてはどうかということ。それと、宿題としては、欠席事由との兼ね合いをどうするか。だから、委員長がいない場合とかどうするかというような、逆に具体的なことについて、かなりこちらが、私たちが体験して意見が持てたので、そこについて考えていきたいと思いますというふうになっていたと思えます。今日が最後なので、どういうまとめ方をしていくかということが問題なんですよね。

提案ですけれども、オンライン会議を進めていくということはもう決定して、全協でも報告して、決定したことであると。あと、申し送りというか、何か文書みたいなものを作って、今まで検討したこと、問題として浮上してきていることなどをまとめて、それを以下のことが懸案事項となっているというような内容で書面を作るとかいうことで、全くゼロにならないような引継ぎ文書を作っておくというのではどうかなと思えますのですけれども、どうでしょうか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 大いに賛成です。結局ここで、あと何分話せるか分からないところで何か言っているよりも、先にお尻を決めて、どういう形で残すかを決めて、残りの時間を何か話

すということで、まずそこを一番に決めるのが最優先だと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 賛成です。なるべく後ろに戻らないように、引き継げるような文書を作ることに賛成です。

○伊藤委員長 それでは、委員長として事務局または議長のほうに、この残し方という、今、御意見があったのですけれども、こういった形があるというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

岩田議長。

○岩田議長 やはり書面で残す。それから、今の議会運営委員会としての決定事項として、例えばオンライン委員会を導入するという、それに付随して、それをどこまで。要は、やむを得ない事情を認めるのかどうか。今の議会運営委員会がそれを決定したと。それを申し送りして、その後は、また次の議会運営委員会で検討してもらえばいいので、少なくとも文書にして、決定事項は、これとこれは、このように決定したというふうにして結んで、申し送りをすればいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 その申し送る文書というのは、どういう形になるのか。今の時点で、私の受け継ぐ場合の文書というのはどういう感じで、誰がどういうふうに次に渡すのかという部分が、明確に私は出てこないのですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 もちろん委員長の名前で申し送り文書は作ることにしたいと思います。だから、さっき申し上げたとおり、決定したことは、これ。やむを得ない事由を認めるかどうかというのは、確かに前回議長が提案していて、そこについて、どうなっているのかがちょっとあやふやです。かつ、実際にこういう経緯をたどって、こういう実際行ってみたという報告と、その結果を出されたら、問題点等を列記し、次回以降引き継いで、これを踏まえて次回検討していただきたいというふうな文書でいいんじゃないでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 オンライン会議を導入するということはもう決まっているので、それは第一に申し送っていただいて、やむを得ない理由をどうするかとかというのは、まだ決定はしていませんよね、目的についても。だから、そのことも含めて次に申し送るという形で、決まったことを、導入するということは決まったので、それを申し送り、あとは、どういうことを話し合ったかというのは、議事録の中には残っていますけれども、まだその中で決定している部分というのはないのかなと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 それと、この前模擬のオンラインをやりましたけれども、課題とか、問題点とか、よかったとか、そういうことも箇条書きでいいので、これはこういうふうになったとか、これは問題があったとか、これはこうするべきだとかいうようなものを箇条書きにして出せばいいと思います。決定は決定として、問題点は問題点として。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 今の御意見に賛成です。これを申し送りで決定事項だけを流してしまうと、次に受ける人は、またゼロからやらなきゃいけないということで、この委員会の中で検証してきたこと、ここが課題だったということ、それから、これから話し合わなきゃいけないことというのは、その方たちが、その上から積み重ねていくように引き継げる形として、参考資料というか、決定事項に付随した形でくっつけて出すという形で残したらどうでしょうか。

○伊藤委員長 御意見をお伺いしておりますが、ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 副委員長も含めて、決定はしなかった会議でも、最終的にはやむを得ない事由というのを入れたほうがいいけれども、課題が多過ぎるみたいな言い方されていたので、ここで確認して、そこまでは決定したらいいと思います。そこまで、本当に後回し、後回しにしようとして、オンライン委員会までしか決まっていらないんです。あと、ほかのことは全部決まっていらないんですって、自分の意見として、やむを得ない事由も最終的にはやるべきだと言っている人まで、先送りにしようという姿勢にしか見えないので、本当にしびれを切らしています。そこまでは最低限決定するべきで、その後、課題等どうするかは、今後決めてくださいというふうにしてください。そうじゃないと、本当にもう。

この間の全員協議会でも、この————さんが、オンライン委員会すら私は認めていないみたいな発言されているのですよ。そういうことをされると、議運というものの決めることというのが、本当に何も進められないことになると思います。勘弁してほしいです。

○伊藤委員長 いいですか。

岩田議長。

○岩田議長 議会運営委員会は、物事を何でも多数決で決める場所じゃないんですね。協議をして調整をして、みんなの総意をつくるべきものなので、前回も言いましたけれども、議運の決定事項は議会の決定事項ではないですから。なるべく調整を凶って、議運総意となるように調整をしないと、できることは、今日決められることは今日決めればいいですけども、何でもかんでも全て決めなきゃいけないということではないので、少しゆっくり考えてください。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○斉藤委員 私のことをお話しされたので、ちょっと返礼したいと思います。

私は、例えば育児とか介護とか、そういう方たちが委員会に参加できるように、オンライン委員会を進めていくというような意見があります。私は、それをそのまま推進をしたいというふうには言っていません。どういう立場の人であっても、議会や委員会に参加できるような、そういう議員が増えていけばいいなという趣旨の下でその発言をしたわけで、例えば、自治体によって、面積が広い自治体、いろいろな自治体が日本の国にはあると思います。例えば、保育園に子供を預けたいけれども、議場に来るまでに1時間車でかかるというような人たちが、もしお子さんいらっしゃる方がそうなったときに、保育園にも預けられる時間がないって、そういう場合に、例えばオンラインをやるというような。介護にしてもそうだと思います。デイサービスに家族を送り出すときに間に合わないというようなときに、やむを得ずオンラインということがある自治体もあるかと思います。そういうところは、それを導入すればいいと思います。

白井の場合は、ちょっと考えづらいと思います。距離がそんなにないし。例えば、保育園にお預けする、介護施設にお預けするといったときに、そういう事情がある方が議員になったとしても、そういうサービスを使いながら議場に来られるということからしてみたら、イコール、それをうちの市議会として取り入れなきゃいけないという切迫した理由は、今ないと思います。私はそういう意味で言ったのであって。

なので、先ほど議長も言われたように、すぐここで決めるとかということは、あまりにも乱暴過ぎると思います。もっとじっくり考えて、いろいろな課題を考えながら決めていくのが一番いいことではないかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私も、先ほど議長も言われたとおり、そう思います。それから、斉藤委員のもの、そのとおりだと思います。

私たちは、もうあと何日もありませんけれども、新しい選ばれた議運のメンバーとか、そのメンバーで、またこの前やったオンラインの勉強会を開いて、皆さんの新しい意見の人も聞くことだと思っています。私たちのメンバーで、あれだこれだということも大事なので、申し送り大事ですけれども、新しいメンバーでオンラインの一応試験的な会議を何度もやってみて、新しいメンバーの意見を聞いたり、ここが改善点だねとか、やることは決まっているのだけれども、それも含めて、今、斉藤委員が言ったとおり、私たちが行った芽室なんていうと、20倍の面積があるところと、1時間かかって来なくちゃいけないところと、うちみたいに、一番遠い私でさえ七、八分で来ちゃうところと、これ訳が違うので。だから、その辺のところは、慌てて決めることは、私はないと思っています。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 私は意見が分かれているものを、無理やり今日、急に決めようと言っている

んじゃなくて、最終的には、そういういろいろな人が、コロナとかのことじゃなくても、事情があれば参加できるようにしたいという意見を、以前の議運の中でほぼ全員がおっしゃっているの、そこについては一致しているだろうということをおっしゃっているのですよ。意見分かれていないですよ。

それで、最終的なことは、それでいいということをお申し送るだけだし、別に新しい議運がそれに縛られるわけでもないの。先ほどおっしゃったような細かいこと、白井では必ずしも必要ないみたいなことを課題としてお申し送ればいいのであって、そういうことだと思います。だから、別に無理やりじゃないと思うんです。最終的にやむを得ない事由も入れる方針ですかというのを聞いていって、ほとんど一致すれば、そこは前提にしたという決定をすればいいだけだと思いますよ。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 先ほど私が申し述べたことと、今、徳本委員が言われていることは、私は違う方向だと思います。それが決定事項ということではないので、それがうちの議会に、そういう特別な理由が必要なのかどうかも含めて、議論が必要だというふうにお申し送ればいいんじゃないんでしょうか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 ここで極論のあだこうだという考えをぶつけること自体がまとまっていないことだと思うのです。欠席事由に関しては、検討するという形でしかお申し送れないのかな、今の状況ではと思っています。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 結構です。——さんは、後ろに引っ張りたいたんだな、後回しにしたいんだなということは本当に思うので、それで意見が分かれているんだしたら、しょうがないです。決定できなくて。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 政党の名前を出してそういうふうには非難するのは、幾ら議事録に残るからといって、失礼だと思います。

○伊藤委員長 徳本委員に申し上げます。政党名を出しての発言の部分については、議事録から削除させていただきたいと思いますが、徳本委員、御意見をお願いいたします。

徳本委員。

○徳本委員 削除することに対しては結構ですが、全員協議会での、その政党の委員さんの発言などを聞いて、オンライン委員会を推進することに対しても認めていないというような発言があったことで、とても不信感を抱いていることは変わりません。

○伊藤委員長 それでは、党の名前が出た部分について、徳本委員のほうから、削除してもいいよというようなお話がありましたので、委員会として削除するということで決定させてもらってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、斉藤副委員長。

○斉藤委員 今の問題は、今この議運で初めて出たことではなくて、今回のこの議運のメンバーの中で以前にも出たことで、皆さん発言を注意しましょうというふうに決めたにもかかわらず、同じことを繰り返しています。議運の在り方というのが本当に疑問です。一度そういうふうに皆さんで合意したことは、二度と同じことを繰り返さないようにするのが筋ではないかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 そういうことはそういうこととして、私たちはやっぱり人が、けんけんがくがくいろいろな意見は言っているわけですね。賛成、反対のことも言っているわけ。経過で言われた発言なのか、みんなで決定したことによる発言なのか、そこは重みが違うので、経過で発言されたことが決定事項になっているわけではないので、そこは整理して。結局、今のこの状態を見ても、まとまっていないということを、これからまとめていってくださうということが申し送り事項だと思います。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 自分の前回のメモ書きを見ていると、岩田議長がオンライン導入は決定していると。やむを得ない事情を認めるかどうか、認めるなら、どこまで認めるかを決めればいいんだという発言をされ、今回の宿題として、欠席事由というのはどういうふうに考えるかというのを話し合う、それを考えていきたいと思いますということになっているのだけれども。結局、見ていると、どうも進んでいないということであれば、今、書けることはオンラインの導入を決定していると。そして、やむを得ない事情については、協議が整わず、そこからの話合いが望ましいというような形での引継ぎになるのかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

血脇副議長。

○血脇副議長 その引継ぎの中に、議運で試行的にリモートの会議をやってみて、問題点ですとか、こういうことが出たと。これについて協議、検討、そこまではいいにしても、こういう問題点が抽出されたということを書面の中に落とし込んでもらって、それを次期の議会運営委員会の委員の方に検討していただければいいのかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 問題は、その先に行くと、誰が文章化して、いつそれを私たち確認するかという、そこに行くかなと思うのですよね。そこがはっきり決めておかないと、あと何分かしかで全協も控えているしという状況なので、決めるべきことを決めていただきたいと

思います。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 前回の討議の反省点とか、ここがよかったとかというのが、今、具体的に誰か述べられるのですかね。それを事務局のほうで今、議事録として言えますか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 前回の会議としての整理については、議事録が用意できるかと思うのですが、それ以外に皆様がどう感じているかというのは、今こちらで情報を把握しておりませんので、それは文書としては難しい。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 今思えば、あのときに皆さんがそれを述べてもらえばよかったと思うのですが、実際、忘れてしまっていますよね、問題点とか、よかった点とか。だから、それをまとめるというのはちょっと厳しいのかなという気がするのですが、それでも。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 今、私の回答で誤りがございまして、前回につきましては、協議会という形で行っておりましたので、議事録という形では残っておりません。

○伊藤委員長 前回、協議会で行ったオンライン協議会を、やっぱり問題はいっぱいあったと思うのですよ。その問題がいろいろあったという認識があれば、この引継ぎの中でも、いろいろまだ詰めなければいけない部分があるというのを明記すればいいかなというふうに私は思うのですが、それでも。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 3パターンやったわけですよね。そのことはちゃんと記載したほうがいいし、そのときに出たことは、最初の委員長が委員会室にいた場合なんかは、委員会室のレイアウトも考えなきゃいけないとか、そういうことを意見とか出ています、いっぱい。

そして、二つ目が全員がオンラインのとき。ミュートにしていると、挙手のときに委員長と言っても聞こえないですよとか、そういうふうに具体的に出ています。

あと、委員長が不在の場合は、指そうと思っている委員をどうやって分かるのかというような問題点が幾つか出ています。

事務局のほうは、録音とかも全く、このときは協議会でしたからなさっていないのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 録音はあります。

○柴田委員 録音はあるのですか。だから、せっかく3パターンやったので、それぞれ。3パターンやりましたよね、お試しのミーティング。

○伊藤委員長 2パターンでしょう。

○柴田委員 2パターン。委員長が不在の場合と、全員が参加の場合と。

○伊藤委員長 柴田委員に申し上げますが、私の記憶では、委員長が不在の場合は、副委員長ないし現場にいるものが委員長を務めるということで、委員長不在の事例はやらなかったという認識していますけれども。

柴田委員。

○柴田委員 いろいろ会話がされているようなので、やったのかと思ったので、三つのパターンを最初に考えられていたけれども、三つ目はやらなかったということですね。どっちみちその三つを考えて、こういうふうな感じの意見が出たということは、二つ、三つだけでもいいので列記して、全く何もしていないで、ゼロから始めるということにはならないように、まとめをしたらどうかと思います。そのお手伝いはできます。

○伊藤委員長 それでは、私の記憶の中では、先ほど徳本委員が話しておった、どこまでのやむを得ない事由については協議していて、協議の中で、コロナとかそういう特例の事情だけというパターンではなくて、ある程度広げた方向で考えていかなきゃいけないよねというのは、皆さんの合意が得られたというふうに認識しています。ですから、それがあらゆる事情全部をみんながいいよというふうに決定したということではなくて、みんながそういう方向で今後進めていこうというような話を当時したという記憶があるのですが。

そういった中で、今回、先ほど柴田委員からも提案があったように、どういった形で残すかということについては、まずオンライン委員会制度を導入するということは決定するということがよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 そのオンライン委員会を行う場合の詳細については、今現在は決まっていませんので、今までやったことを参考資料として添付するという形で、そのオンライン委員会を開催するには、今後、次期の議会運営委員会で詳細を詰めていただくというような申し送りでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 その中で、附属で今までやったことを全部列記したものをつけて、次の議会運営委員会に申し送りをお願いするという形で、そういった形でよろしいですか。

平田委員。

○平田委員 取手市の岩崎次長に来てもらって、そのとき総務省とかが見に来たっておっしゃっていましたが、あの直後に総務省の見解も変わったのですよね。コロナに限定しないでというふうに総務省の見解も変わったところで、広げてもいいかなという感じでは、何となく合意形成はできたけれども、実際、こういう場合はオーケーで、こういう場合は駄目ということは、審議ができていないわけですから、あそこは次の申し送りにして、今まで検証してきたこと、話し合ってきたこと、無駄にならないようにきちっと添えて、次の人たちがそこからスタートで、話が戻らないように、そこからスタートでということ

を大事に残してくだされば良いと思います。可能な限り、議事録とかそういう録音からも拾っていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤委員長 これは、申し送り文書を作って申し送ったときに、受けたほうが今度どう受けるかということなので、私たちは、それを作って申し送るところまでしか関与できませんので、その辺を御理解いただいて。

それでは、その文書を早急に作って、問題点については皆さん上げていただいて、文章を付録のほうに書く部分を皆さん上げていただいて、それを作成して、最終日には申し送り文書を作ったものを皆さんに確認いただくという形を取っていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 もう忘れちゃったという御発言もありましたけれども、そのときに、もし記憶に残っていたら、いついつまでに問題点を上げていただいてとおっしゃっていたので、何か何日か後までに思いついたこと、思い出したことなどを、ある人は出してくださいますということにしておいたらどうですか。

○伊藤委員長 それでは、もう今日、木曜日ですので、明日昼までに出していただくということでもよろしいでしょうか。これ何日も置いても結果は同じだと思うのですね。ですから、明日の昼までに、そういうところがある方は、メールなりなんなりで事務局のほうに出していただけるようお願いしたいと思います。

徳本委員、先ほど目的等で、全員が決定したことというふうな認識でいらっしやいましたけれども。

○徳本委員 いいです。そんなこと言っていないです。一言も。

○伊藤委員長 今言ったオンライン委員会を導入することと、その詳細については、次期の議会運営委員会が整理していただきたいという申し送り文書でもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのように決定して、文書を最終日までに作成したものを皆さんに確認いただくということを決定したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、オンライン委員会については以上で終了させていただきます。議題5、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議長のほうから何かございますでしょうか。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局のほうから何かございますでしょうか。

○永井議会事務局長 ありません。

○伊藤委員長 ないようですので、私、委員長を、頼りない委員長ですけれども2年間務めさせていただきました。皆様の御協力をもって、ここまで進んでまいりました。議会運営委員会は、今日で予定としては最後だと思いますが、最後の締めの文書作成が。

○柴田委員 分からないよ。

○伊藤委員長 分からないですけれども、一応ここで締めではないかなという私の考えなのですけれども。状況は分かりませんが、文書については、最終日に皆さんに確認していただくということでいきたいと思っておりますので、よろしく願いして、議会運営委員会を閉会したいと思います。慎重なる御審議を賜りまして、ありがとうございました。御苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 4月19日

議会運営委員長 伊藤 仁